
廿日市市公共施設再編計画

(第 1 期)

平成 2 7 年 6 月

廿 日 市 市

目 次

1	はじめに.....	1
2	計画の位置付けと性質.....	2
(1)	計画の位置付け.....	2
(2)	計画期間.....	2
(3)	目標の設定.....	2
(4)	計画の性質.....	2
3	再編の方針.....	3
(1)	基本的な考え方.....	3
(2)	再編を進める上での視点.....	4
(3)	再編の進め方.....	6
(4)	施設分類ごとの方針.....	7
4	先行的事業.....	19
5	推進体制.....	22

1 はじめに

本市は、平成の大合併により市域が拡大し、島しょ部から山間部まで、さまざまな地域特性を持つまちとなりました。

高度経済成長期以降、人口の増加に合わせ、道路や上下水道施設などのインフラの整備とともに、市民活動や行政サービスに欠かすことのできない公共施設（建物）（以下「公共施設」という。）を整備することにより、多様な市民ニーズに対応し、本市の発展を支えてきました。

しかし、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変わり、人口減少、少子高齢化社会が到来し、生産年齢人口の減少に伴い市全体の税収が伸び悩む一方、社会福祉に係る費用は年々増加する傾向にあります。こうした状況は、今後、さらに加速し、これまで経験をしたことのない社会状況を迎えることとなります。

これに加え、これまで整備してきた公共施設は、今後一斉に大規模改修や建替えなどの更新時期を迎えることとなり、この更新に係る費用が市の財政状況に大きな負担として顕在化します。このことは、公共施設の更新に係る費用が、将来の行政サービスの水準維持に影響を及ぼすだけでなく、子や孫の世代へ大きな財政的負担を残すことが懸念されるところです。

将来の市民にも良質かつ充実した行政サービスを提供するためには、新たな収入源の確保あるいは財政負担を抑制する手段を考えなくてはならない時期にあります。

こうしたことから、本市は、平成23年3月に公共施設の状況を把握し議論の基礎とする資料として「廿日市市公共施設白書」を、平成25年6月には公共施設マネジメントに関する基本的な考え方を示した「廿日市市公共施設マネジメント基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、市民ニーズや地域特性などに配慮した、公共施設全体の「量（総量縮減）」と「質（管理運営）」の改革に取り組むこととしたところです。

廿日市市公共施設再編計画（第1期）（以下「本計画」という。）は、この基本方針を実行に移すために策定するものです。本計画を契機として、公共施設の大規模改修や建替え時に、公共施設のあり方や規模の見直しなどの各施設の再編について、市民とともに検討し、さらに、本計画を状況に応じて見直ししながら前進させていく必要があります。

公共施設は、大切な市民共有の財産であり、これまでの本市の発展を支えてきたことに敬意を払い、新たな時代の公共施設を現在の市民だけでなく、将来の市民の姿を見据えながら創り上げていきます。

2 計画の位置付けと性質

(1) 計画の位置付け

平成25年6月に策定した基本方針では、市民ニーズや地域特性などに配慮した、公共施設全体の「量（総量縮減）」と「質（管理運営）」の改革に取り組むこととし、公共施設の総量縮減について、当面の目標として、今後40年間で公共施設の総延べ床面積約51万㎡のうち10万㎡、約2割を縮減することとしています。本計画は、この基本方針を実行に移すためのものです。

(2) 計画期間

本計画は、基本方針で設定した目標期間を受けて、平成27年度から平成36年度の10年間の第1期の計画期間として設定します。

(3) 目標の設定

基本方針で、公共施設の総量縮減について、当面の目標として、今後40年間で公共施設の総延べ床面積約51万㎡のうち10万㎡、約2割を縮減することとしています。

平成36年度までの第1期では、総延べ床面積2.5万㎡の縮減を目標とします。

(4) 計画の性質

本計画は、これまでの「公共施設を増やすことでサービスを向上させることを目的とした計画」ではなく、これまでに経験したことがない「公共施設の総量を減らしながら、行政サービスの維持又は向上を図っていくことを目的とした計画」です。基本方針の目標の達成に向け、その第一歩を踏み出し、市民と行政が、個別施設の再編に取り組み、そこで得られた経験をもとに、本計画を状況に応じて見直ししながら、前進していきます。

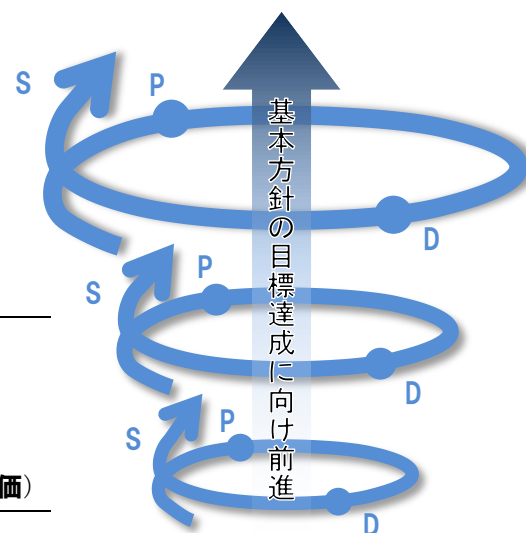
再編計画… (Plan:計画)

個別施設の再編

実施体験の蓄積、意識醸成

… (Do:実施)

経験をもとに、状況に応じた計画の見直し… (See:評価)



3 再編の方針

現在所有するすべての公共施設を更新することは、多額の経費を必要とすることから非常に難しい状況です。そのような中で、持続可能な行政サービスを提供するために、施設が更新時期を迎える場合には、施設そのものではなく、その施設の機能（サービス）（以下「機能」という。）の必要性・将来性を判断して、施設の更新を検討します。機能の必要性等の検討にあたっては、さまざまな指標を使いながら、客観的に評価を行っていきます。

また、施設について、耐震性の有無などの安全性やバリアフリーへの対応、室内空間の広さなどの機能性、ライフサイクルコストの見通しなどの経済性等を総合的に評価します。

(1) 基本的な考え方

基本方針で示した「5つの基本的な考え方」に基づき再編を行います。

（公共施設マネジメント基本方針より抜粋）

5つの基本的な考え方

ア 総延べ床面積を縮減する。

原則として新たな公共施設は建設しない。

また、現在ある公共施設は、集約化や統廃合を進め、総延べ床面積を縮減する。ただし、老朽化等への対応やまちづくりの視点による時代のニーズに対応するため、新たな公共施設を建設する場合は、規模の縮小化、又は他の公共施設を同面積以上廃止（予定も含む。）する。

イ 機能を重視した再配置を進める。

公共施設のあり方については、社会情勢の変化に伴う必要性について市民とともに検討し、公共施設が担う機能を中心に考え、地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した公共施設の再配置を行う。

ウ 資産の有効活用を図る。

公共施設を経営資源として捉え、行政財産の貸付等や統廃合によって生じた跡地等の売却などを検討し、主に将来の公共施設の維持更新、機能の充実に充てる財源とするなど、積極的に資産の有効活用を図る。

エ 効率的・効果的な管理運営を進める。

必要性、公共性の高い施設であっても、施設の設置目的や業務内容等を精査した上で、利用率や稼働率の向上に努めるとともに、民間活力の活用や受益者負担の適正化を推進することにより、効率的・効果的な管理運営を行う。

オ 公共施設の一元的なマネジメントを行う。

施設所管課による適正な管理運営を継続しつつ、全体最適の視点による活用戦略の策定、長期的な施設更新の課題解決を図るため、公共施設を一元管理する。

(2) 再編を進める上での視点

「5つの基本的な考え方」に基づき、機能を中心に考え、次の視点を大切にした施設の再編を進めます。

ア 画一的な配置から利用対象者の範囲に応じた配置へ

平成の大合併により、1市3町1村が一つの廿日市市となりました。これまでは、合併前の行政区域ごとに公共施設を各々配置し、小中学校区ごとにも、同様の配置をすることにより、行政サービスを提供してきました。その結果、同一目的の施設を、数多く保有する状態となっています。

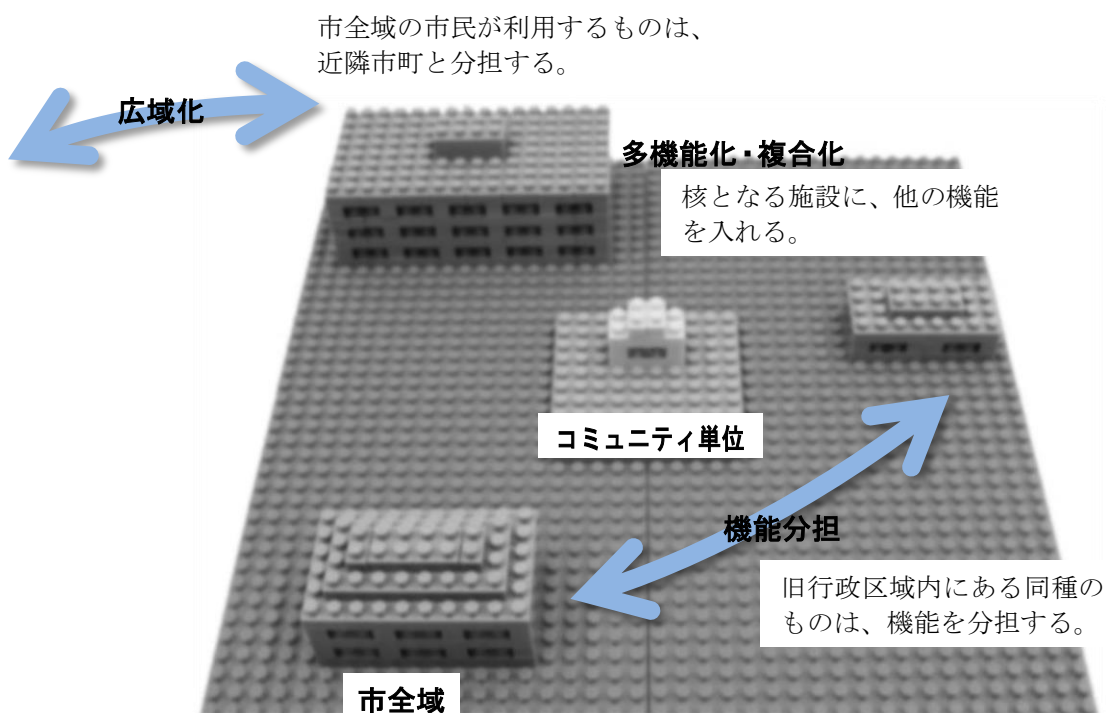
今後は、市全域で最適化を図る行政サービスと、各地域ごとに最適化を図る行政サービスという2層（段階）の行政サービス構造に分けて考えていくことが重要と考えます。

各地域に配置された同一目的の施設について、合併前の行政区域や小中学校区を越えた再編を進め、それぞれが連携・補完を行うことにより、市全体として機能を維持しながら施設の最適化を図っていく必要があります。

このため、市全域の市民が利用する施設は、近隣市町との連携を視野に入れ、公共施設の市町を越えた広域化や機能分担を図っていくことも考えていきます。

また、一方では、一定の範囲の市民が利用する施設は、その地域の核となる施設を中心に、他の機能との効果的な連携を目的に多機能化や複合化を進めます。

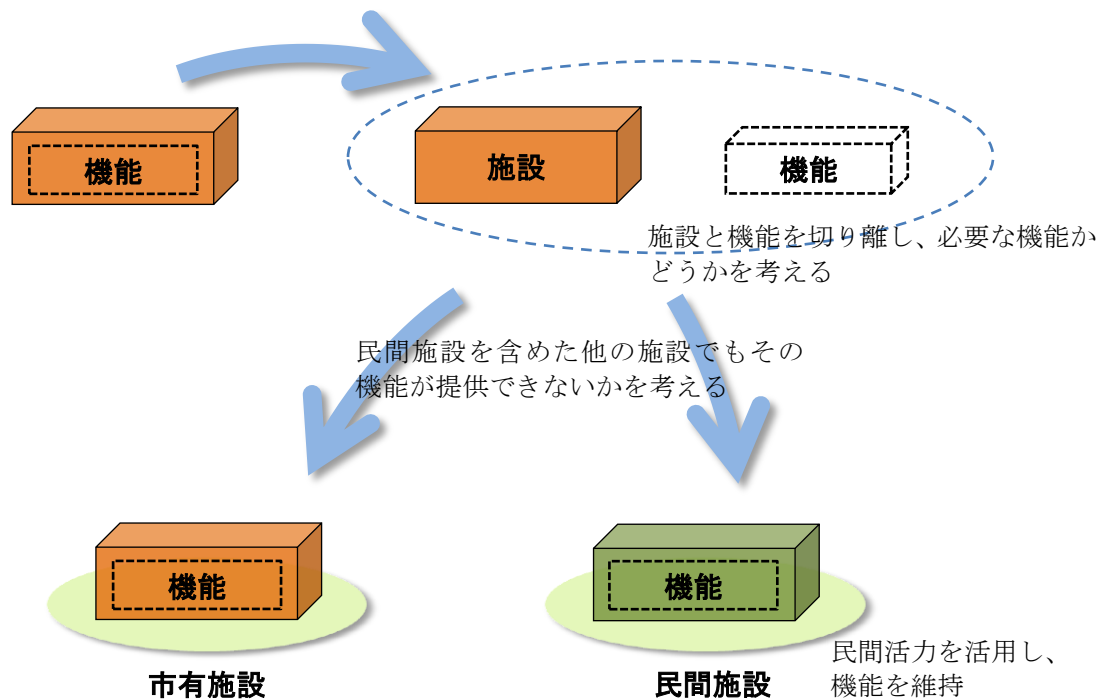
<イメージ図>



イ 機能に着目した再編

施設と機能を切り離し、本来必要な機能は何かを考え、その機能を提供するためには、現在使用している施設を将来に渡っても持ち続けなければならないか、民間施設を含めた他の施設でもその機能が提供できないか等について考えます。また、市の施設の民間事業者等への譲渡や貸付けなどによる機能の維持についても考えます。

<イメージ図>



ウ 多くの人が利用しやすい利便性の高い場所への集約

今後の人口減少、少子高齢化社会への対応、防災上の観点等を考慮し、公共施設の再編を進める上で、その公共施設の機能をより発揮できるよう、多くの人が利用しやすい利便性の高い場所へ、集めるよう努めます。

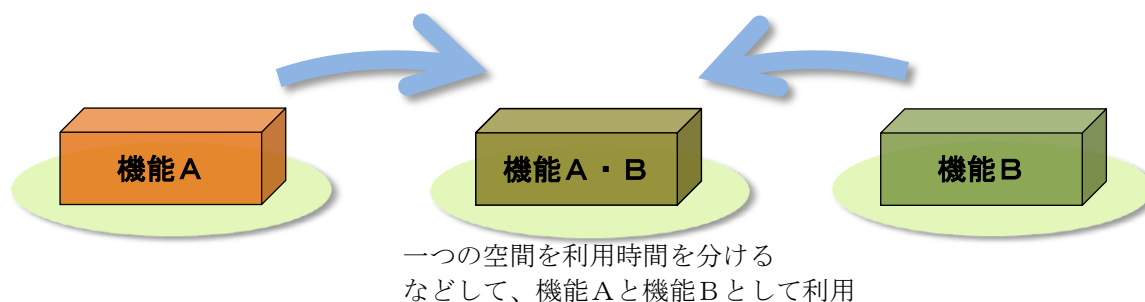


多くの人が利用しやすい施設へ

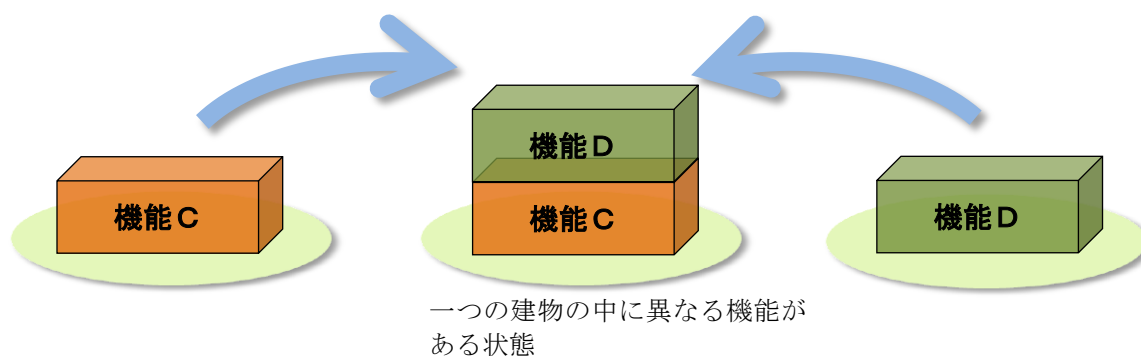
エ 多機能化や複合化の推進

一つ一つの機能のために一つ一つの施設が必要というこれまでの考え方から脱却し、これまで分散していた機能を集めることで、行政サービスの維持・向上を図りたいと考えます。そのために、必要な機能が一つの施設内で提供される多機能化や複合化を進めます。

<イメージ図：多機能化>



<イメージ図：複合化>



(3) 再編の進め方

再編整備を実施するためには、施設の用途転換や複合化に伴うリニューアル工事などに大規模な投資を行う必要があることから、適切なタイミングを捉えて行うことが効率的です。

そのため、それぞれの施設の大規模改修や建替え等、大規模な投資を行う場合や、施設の統廃合を行う場合、「3 再編の方針」の考え方をもとに、周辺の施設の状況も考慮しながら個々の再編を進めていきます。

なお、再編を具体化していくにあたっては、市民とともに検討し、地域特性や時代（市民）の将来ニーズを考慮して進めていきます。

(4) 施設分類ごとの方針

機能を中心に考えた再編を進めるために、市が所有するさまざまな施設を、機能に着目して分類し、基本的な方針を定めました。この施設分類ごとの方針に基づき、再編を行います。

なお、市が所有する市民センターや学校等の施設を避難施設に指定していますが、安全性の向上や収容能力の確保が求められていることから、市が所有する施設のみならず、公の施設や民間の施設の活用を含め幅広く検討し、指定します。

主な施設は、100㎡未満の小規模施設やインフラ施設を除き、平成36年度までに、大規模改修や建替え等の更新時期の目安を迎える施設を掲載しています。
更新時期の目安は、施設の構造に応じて、機械的に抽出しています。

ア 市庁舎

(現状と課題)

合併前の庁舎をそれぞれ活用しており、各庁舎における業務や職員数に対し、スペースに過不足が生じている施設があります。また、行政が担う役割が今後大きく変化していくことや情報通信技術（ICT）の更なる進展が想定されることから、各庁舎において果たすべき役割や機能を検討しながら、庁舎規模の適性化を図る必要があります。

(方針)

必要な行政サービスを提供するために、庁舎に備えるべき機能や、組織体制を踏まえながら、配置及び規模の適正化を図ります。

主な施設

佐伯支所庁舎、吉和支所庁舎、大野支所庁舎、宮島支所庁舎、宮島支所庁舎（旧）

イ 消防拠点

(現状と課題)

消防庁舎は、消防の拠点として、119番通報を受信する通信指令や消防車両等の資機材が配置されており、火災を始めとする各種災害から市民の生命財産を守るための施設で、広島市に事務委託している吉和地域を除いた市域に設置しています。

高齢化社会の進展や、災害が頻発する中、これらへの対応能力の向上が求められています。

(方針)

消防需要の変化に応じて、十分な機能が発揮できるよう、消防拠点の配置及び規模の適正化を図ります。

主な施設

廿日市消防署佐伯分署、宮島消防署

ウ 消防施設

（現状と課題）

消防団車庫施設は、耐震性に課題を抱えているものもあります。また、大規模地震発生時における津波想定区域内に位置しているものもあります。

（方針）

消防団車庫施設については、施設の更新時や、消防団の再編が行われた場合に、津波被害等を考慮しながら、配置及び規模の適正化を図ります。

主な施設

第7分団第1部・第2部（津田）、宮島消防用倉庫

エ 防災倉庫等

（現状と課題）

災害時に必要な資機材や非常食、毛布などの生活必需品は、各地域の防災倉庫や支所に備蓄しています。しかし、災害時には、道路網の寸断などにより、物資の運搬がスムーズに行えないことが想定される地区もあります。

（方針）

非常食や毛布などの生活必需品については、災害時の道路網の寸断などに備え、現在備蓄している防災倉庫に加え、避難所への分散備蓄を進めます。また、資機材についても、各支所や防災倉庫に保管しており、原則、現状の防災倉庫は維持しますが、代替機能が確保できる場合には、廃止又は用途変更します。

主な施設

備蓄倉庫（大野）

オ 市民活動施設（集会所等）

（現状と課題）

集会所は、身近な地域自治活動の実践の場です。地域主体のサロンや避難所などの、地域福祉や災害時における避難施設としての役割も担っています。集会所の老朽化や人口減少、担い手不足等により、地域による管理運営が難しくなっている集会所もあるため、地域の創意工夫を生かせるような管理運営手法としています。

市民活動センターは、まちづくりへの多様な主体の参加促進が喫緊の課題となっていま

す。より一層の中間支援機能の充実に向けて、効率的・効果的な運営方法の再構築が課題となっています。

(方針)

集会所については、地域にとって最も身近で、かつ、地域自治の「核」となる施設であるため、今後は、地域所有の財産としての動機づけや意識の醸成を図る一方で、地域での管理運営が困難な集会所については、地域の動向を見守りながら、廃止又は集約を検討します。

市民活動センターについては、多様な主体をつなぐ中間支援機能の充実に向け、運営の改善を図ります。

主な施設

佐方本町集会所、佐方上集会所、佐方西集会所 など 市民活動センター

カ 市民センター

(現状と課題)

生涯学習の振興と協働によるまちづくりを進めていくための拠点施設として、公民館を市民センターと位置付けています。平成20年度に市長部局で公民館を補助執行して以降、市の人口が微減する中であっても、利用者は毎年度約46万人台と安定して推移しています。

一方で、施設の老朽化やエレベーター未設置によるバリアフリー化の遅れ、耐震性に課題のある施設もあります。また、これからは社会の要請に応じ、地域課題や公共課題へつながる学習プログラムの企画・実施、地域住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援などを行うことが求められています。

(方針)

原則、小学校区に1館の配置とし、今後は、大規模改修や建替えを行う機会を捉え、機能の維持向上と効果的な施設運営のために、地域特性や市民ニーズを十分に勘案した上で、他の公共施設との機能集約を図ります。

また、地域からの要請に応じて、地域運営の導入を検討し、地域のニーズにより柔軟かつ迅速に対応できる体制整備を行います。

主な施設

平良市民センター、原市民センター、宮内市民センター、串戸市民センター 地御前市民センター、阿品市民センター、阿品台市民センター、宮園市民センター 四季が丘市民センター、吉和市民センター、大野市民センター、大野西市民センター 宮島市民センター、宮島杉之浦市民センター、浅原中央活性化センター 友和市民センター

キ 学校

（現状と課題）

少子化の進行に伴い、本市の児童生徒数は年々減少しています。これにより、複式学級や、クラス替えができない学年を抱える学校が増加しているなど、望ましい教育環境の確保のために規模の適正化が必要となっています。

また、耐震性に課題のある施設については、平成27年度までの完了を目標に耐震化工事を進めています。

（方針）

施設の耐震化を進めるなど、児童生徒等の安全確保を図り、教育の場としてふさわしい環境づくりに努めます。また、児童生徒数の著しい減少が見込まれる学校については、より良い教育環境を確保するため、必要に応じて規模の適正化に向けた計画等を策定します。

主な施設

廿日市小学校、平良小学校、原小学校、宮内小学校、地御前小学校、佐方小学校 阿品台東小学校、阿品台西小学校、金剛寺小学校、宮園小学校、四季が丘小学校 吉和小中学校、津田小学校、友和小学校、大野東小学校、宮島小中学校、廿日市中学校 七尾中学校、阿品台中学校、野坂中学校、四季が丘中学校、佐伯中学校、大野東中学校 宮島幼稚園

ク 児童会・児童館

（現状と課題）

留守家庭児童会は、保護者の就労などにより保育を受けることのできない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供するために、小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用建物及び児童館で実施しています。児童福祉法の改正による対象年齢の引き上げや、核家族化の進行、保護者の就労形態の変化、近年の厳しい経済・雇用情勢の影響から、利用児童数は増加傾向にあります。また、設備及び運営についての基準を定める条例の施行に伴い、基準に適合した事業の実施が求められています。

児童館は、遊びにより、子どもの成長を支援するとともに、地域社会における健全育成活動を実施しており、地域の子育て拠点の1つとして位置付けています。

（方針）

児童会については、利用児童数の増加に対応した児童保育としての適切な環境づくりが重要となります。今後、見込まれる利用児童者数を精査し、地理的条件などの地域特性や、児童の安全確保を考慮した上で、学校における余裕教室の活用や、別棟の整備等を含め、配置及び規模の適正化を図ります。また、民間活力の活用などによる効率的・効果的な管理を行います。

児童館については、利用状況や保育園など、地域内の他の子育て支援施設の配置状況を踏まえ、配置及び規模の適正化を図ります。

主な施設

地御前児童会、阿品台東児童会、宮園児童会、四季が丘第1児童会 平良児童館、津田児童館、友和児童館、大野東児童館、大野西児童館

ケ 保育園

（現状と課題）

雇用条件の整備や就業形態の多様化から母親の就業率が向上したことにより、特に0歳児から2歳児までの受入れ枠が不足し、毎年、年度中途から待機児童が発生しています。

一方で、平成21年度に実施した耐震診断結果では、喫緊に対応が必要な保育園が3園、早期に対応が必要な園が3園あり、計画的な建物の更新等が課題となっています。

また、民間活力の活用など、保育サービスのあり方を整理する必要があります。

（方針）

待機児童対策として、「廿日市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）に基づき、計画的に民間保育園（認可保育所）を誘致するとともに、多様な保育サービスを推進します。

公立保育園については、本市の保育全体の質の向上を図るため、保育の実践・保育研究を通じて市の保育基準を示すなど、先導的な役割を果たします。また、地域の保育需要や民間保育園とのバランスを考慮しつつ公立保育園の適正配置を進めるとともに、民営化の検討を行います。

主な施設

佐方保育園、廿日市保育園、平良保育園、原保育園、宮内保育園、宮園保育園 串戸保育園、地御前保育園、阿品台東保育園、阿品台西保育園、浅原保育園 吉和保育園、池田保育園、いもせ保育園、梅原保育園、丸石保育園、鳴川保育園

コ 診療所

（現状と課題）

診療所は、中山間地域や島しょ部における無医地区等の解消や、休日夜間における初期救急医療提供体制を確保するための医療機関として、市が設置・管理しています。高齢化が著しく進み、遠方への移動が容易でない吉和地域及び宮島地域の住民が安心して暮らすために重要な施設です。

建物や設備の老朽化が進んでおり、また、立地条件の悪い診療所もあり、計画的な更新を行う必要があります。また、休日・夜間急患診療所については、救急医療提供体制の充実に向けて、二次、三次救急医療機関との連携、集約の検討が必要となっています。

（方針）

施設の更新時や再編整備を行う際に、医療提供体制の充実のほか、利便性の向上や効率

化の観点から、周辺の福祉関連施設等との複合化を進めます。

主な施設

吉和診療所、宮島診療所

サ 社会福祉施設

(現状と課題)

福祉センターは、保健・福祉団体等に対する支援、子育て中の親子や高齢者等の居場所の提供など地域福祉の拠点として、合併前の行政区域ごとに設置しており、施設の機能や立地条件、地域内人口等により、利用状況は異なっています。一部を除いて、社会福祉法人を指定管理者として、管理運営を行っています。建築から年数が経過し、建物及び設備の老朽化が進んでおり、計画的な更新を行う必要があります。一方、少子高齢化が進展する中で、健康の増進や福祉への関心の高まりなど、より一層需要が増えることが予想されます。

その他の社会福祉施設は、市民の福祉や健康の増進のために設置していますが、中には、利用実態が当初の設置目的と異なっているものもあり、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

(方針)

福祉センターについては、施設の利用状況を勘案しながら、規模や管理方法等について適正化を図ります。

その他の社会福祉施設については、必要に応じて、管理運営方法の見直しや、施設の移譲も含め、今後の施設のあり方を各施設使用者等と協議します。

主な施設

佐伯社会福祉センター、大野福祉保健センター、宮島福祉センター 吉和保健センター、ふれあいプラザ、地御前保健福祉活動センター 保健福祉研修センター、その他の社会福祉施設

シ 図書館

(現状と課題)

図書館は、市民の知る権利、学ぶ権利を保障する社会教育機関として、必要な情報を提供し、知識や技術の向上を支えています。

時代に応じた最新の情報技術による情報提供を行う一方で、増え続ける資料の整理や保存への対応も必要となっています。また、協働のまちづくり等を進める上で、情報提供施設としての特性を生かした課題解決支援機能の充実が必要となっています。

(方針)

市民の生活や学習に役立ち、まちづくり等の課題解決支援のための機能を強化し、情報拠点としての運営を行います。

また、3館の施設の特徴や立地の特性、本館・分館の役割分担を踏まえた効率的・効果的な図書館サービスを行います。

主な施設

はつかいち市民大野図書館

ス 文化施設

(現状と課題)

歴史民俗資料館等は、収蔵品等を常時公開している施設と、公開していない施設があります。各館とも収蔵品等を保存・継承するためのスペースが十分ではなく、収蔵されたままの状態となっています。

文化ホールや美術ギャラリーは、本市の文化行政の拠点となっていますが、各施設とも収益率は低いものとなっています。また、設備については、経年劣化に伴う修繕が必要となっています。

(方針)

歴史民俗資料館等については、施設のあり方を踏まえて、再編を行います。

文化ホール等については、本市のみならず県西部の文化活動の拠点として、引き続き文化活動の場を提供するとともに、質の高い芸術に触れる機会を提供する施設とします。このために必要な施設・設備を計画的に維持管理し、良好な活動環境を整えるとともに、収益率の高い運営をめざし、より効率的で効果的な管理運営を行います。

主な施設

吉和歴史民俗資料館、佐伯歴史民俗資料館、宮島歴史民俗資料館 宮島歴史民俗資料館収蔵庫、大野民具倉庫
--

セ スポーツ施設

(現状と課題)

スポーツ施設は、施設、設備の老朽化が進んでいることに加え、一部の施設では、耐震性が課題となっています。競技種目や地域性を考慮した施設運営を行っていますが、各施設の利用頻度には、ばらつきがあります。

(方針)

社会体育施設としての必要性、施設の地域配置バランス等を考慮しつつ、配置及び規模の適正化を図ります。

主な施設

スポーツセンター、平良体育館、大野体育館、吉和プール、パークゴルフ場 佐伯総合スポーツ公園
--

ソ 産業振興施設

(現状と課題)

商工業関係の産業振興施設は、地域の産業振興や交流拠点、木工に関する伝統産業の普及や技術継承の拠点として活用されており、各施設とも指定管理者又は管理委託等により管理運営を行っています。いずれの施設も、老朽化や耐震性に課題があり、また、より一層の効果的な活用方法や立地環境について検討する必要があります。

農林水産業関係の産業振興施設は、農林水産業の従事者が共同利用することで、経営の安定化を図るために必要な施設です。

(方針)

商工業関係の産業振興施設及び伝統産業の拠点施設については、より有効かつ柔軟な活用ができるよう、管理運営方法や立地環境について検討します。

有効かつ柔軟な活用が可能な農林水産業関係の産業振興施設については、施設利用者等での効率的な管理運営を行います。

主な施設

宮島商工会館、宮島伝統産業会館、木材利用センター、農機具倉庫、堆肥製造施設

タ 観光・交流施設

(現状と課題)

「観光・交流施設」に分類されている施設の設置目的は、健康増進や地域活性化、広域的な交流、温泉保養地の魅力向上、教化に資するなどさまざまです。そのため、それぞれの設置目的や役割を再整理し、関係部署が連携を図りながら各施設の今後の運営方針や活用方法、機能の存廃などを検討する必要があります。

(方針)

施設の特徴、利用対象者、地域性を考慮しながら、機能の廃止を含め、適正な施設規模への転換を図ります。

地域活性化などの機能を持った施設については、多様な主体との協働により、より機能を発揮できる施設に転換し、効率的な運営を図ります。また、観光目的や誘客を主とした施設においては、PRや営業活動など、あらゆる媒体を活用して誘客に取り組むとともに、指定管理者制度の導入など民間ノウハウの活用を検討し、健全経営に努めます。

主な施設

アルカディアビレッジ、もみのき休憩所、魅惑の里、森の館、宮島包ヶ浦自然公園 宮島ロレストハウス、おおの自然観察の森
--

チ 市営住宅

（現況と課題）

市場において、自力では適切な規模、家賃の住宅を確保できない市民に対し、市営住宅を提供しています。市営住宅は、今後予想される支援を要する高齢者の増加への対応や、子育て世帯の居住支援、定住の促進等のためにも必要な施設です。

一方で、昭和４０年代から５０年代に整備したものが多く、老朽化が進行していることから、計画的に維持管理、修繕を行う必要があります。

（方針）

地域の住宅事情や既存住宅ストックの状況を考慮し、将来のニーズを見据えながら、必要に応じて新たな公的住宅の供給手法について民間活力の活用も含め検討し、効率的に公的住宅を供給します。また、「廿日市市営住宅等長寿命化計画」（平成２４年１月）及び「第２次廿日市市住宅整備基本計画」（平成２６年３月）に基づき、市営住宅の維持管理、整備等を計画的に進めます。

主な施設

桜尾市営住宅、大東市営住宅、住吉市営住宅 など

ツ 給食センター

（現状と課題）

本市には、センター方式と自校方式の給食調理場があります。自校方式の給食調理場は、老朽化した施設が多く、衛生管理基準への対応が十分でない施設もあります。また、建設当時に比べて、児童数が増減し、稼働率に著しい差が生じてきており、ランニングコストの平準化を図る必要があります。

（方針）

安全で安心な学校給食を安定的に提供していくため「廿日市市学校給食施設の整備方針」（平成２５年１２月）に基づき、「廿日市市学校給食施設整備基本構想」を策定し、給食施設の適正配置や整備を進めます。

主な施設

廿日市学校給食センター、宮島学校給食センター

テ 駐車場

（現状と課題）

通勤、通学や買い物等のための自転車等の利用の増大により、駐車需要の著しい地域になると予測される鉄道駅に、自転車駐車を設置し、道路交通の円滑化と利用者の利便性の向上を図っています。設置した自転車駐車場は、指定管理者により一部を有料で運営しています。

（方針）

自転車駐車場の維持管理方法について、効率的・効果的な運営を図ります。また、利用者が減少した場合など、必要に応じて自転車駐車場の規模を縮小します。

主な施設

廿日市駅前自転車駐車場、宮内串戸駅前自転車駐車場（北口）、大野浦自転車駐車場
--

ト 火葬場

（現状と課題）

火葬場は、市民生活にとって、必要不可欠な施設です。現在、市内での火葬は主に霊峯苑で行い、吉和地域では西浄苑で行っており、西浄苑での火葬件数は少ない状況です。

（方針）

2カ所ある火葬場について、施設の機能、利用実績、地域性等を考慮しながら、今後の施設のあり方について整理します。

また、施設については、火葬業務に支障を来さないよう、計画的な修繕・更新により適正管理に努めます。さらに、将来的な火葬場運営についても、民間活力の活用などを調査研究し、効率化を図ります。

主な施設

霊峯苑、西浄苑

ナ 廃棄物処理施設

（現状と課題）

廃棄物処理施設は、各地域に点在し、また、供用開始から15年以上経過している施設も複数あることから、維持管理の非効率性と老朽化に伴う維持管理費の増大が課題になっています。

また、未撤去となっている旧焼却施設や、埋立終了後、施設の閉鎖に向けた廃棄物処理法に基づく水質検査を継続中の最終処分場があり、今後の施設解体や閉鎖、併せて跡地の有効利用の検討が必要となっています。

(方針)

ごみ処理施設については、複数ある施設を一カ所に集約し、効率的な施設配置と民間活力等による運転・管理体制により、廃棄物の適正処理と環境負荷の低減及びコストの削減を図るとともに、統廃合により生じる跡地等について、有効利用を図ります。また、施設の特性を生かした、熱発電等による、新たなエネルギー確保をめざします。

最終処分場については、施設の延命化を図るため、新たなごみ処理システムと連携した、ごみのさらなる資源化など、埋立量削減を検討するとともに、水処理施設の必要な更新等を行います。

し尿処理施設については、公共下水道の整備が進む中で、今後の、し尿処理施設の必要期間を見据えて、公共下水道事業でのし尿処理を検討し、施設の統廃合を行います。し尿処理で発生する汚泥については、燃料として、ごみ処理施設で活用することにより、効果的な廃棄物処理をめざします。また、同一敷地内に建設予定のごみ処理施設との一体管理など、効率的な管理を進めます。

旧廃棄物処理施設等については、土地利用計画、財政計画、国の交付金制度等を踏まえながら、供用を終了した施設等の解体撤去や跡地利用などに関する再生計画を策定し、計画的に進めます。

主な施設

エコセンターはつかいち、佐伯クリーンセンター、大野清掃センター 宮島清掃センター 大野一般廃棄物最終処分場 旧ごみ焼却場、佐伯一般廃棄物最終処分場
--

二 上水道施設

(現状と課題)

本市の水道施設の多くは、住宅団地の開発が進んだ昭和50年代に整備しており、基幹施設や管路が一斉に更新時期を迎えることが、喫緊の課題となっています。また、震災発生時における安定給水のため、施設の耐震化を促進する必要があります。

(方針)

施設整備や更新需要の見通しについて整理し、計画的な投資に努めながら、更新時に、浄水場等の運転管理、水質管理、漏水対応などについて、効率化を図ります。また、施設の耐震化を促進するよう努めるとともに、災害時に拠点施設としての機能を有する庁舎の整備を行います。

ヌ 下水道施設

（現状と課題）

下水処理場、雨水・汚水のポンプ場や管渠などの下水道施設は、整備から20年以上経過していることから、計画的な更新が必要となっています。中でも、大部分の雨水ポンプ場は、昭和40年代から50年代に整備されており、ポンプ設備も30年以上経過したものがほとんどであることから、今後施設の老朽化対策を促進する必要があります。

（方針）

下水道長寿命化計画を策定し、限られた財源の中で、ライフサイクルコストの適正化の観点から、計画的な更新を進めます。

4 先行的事業

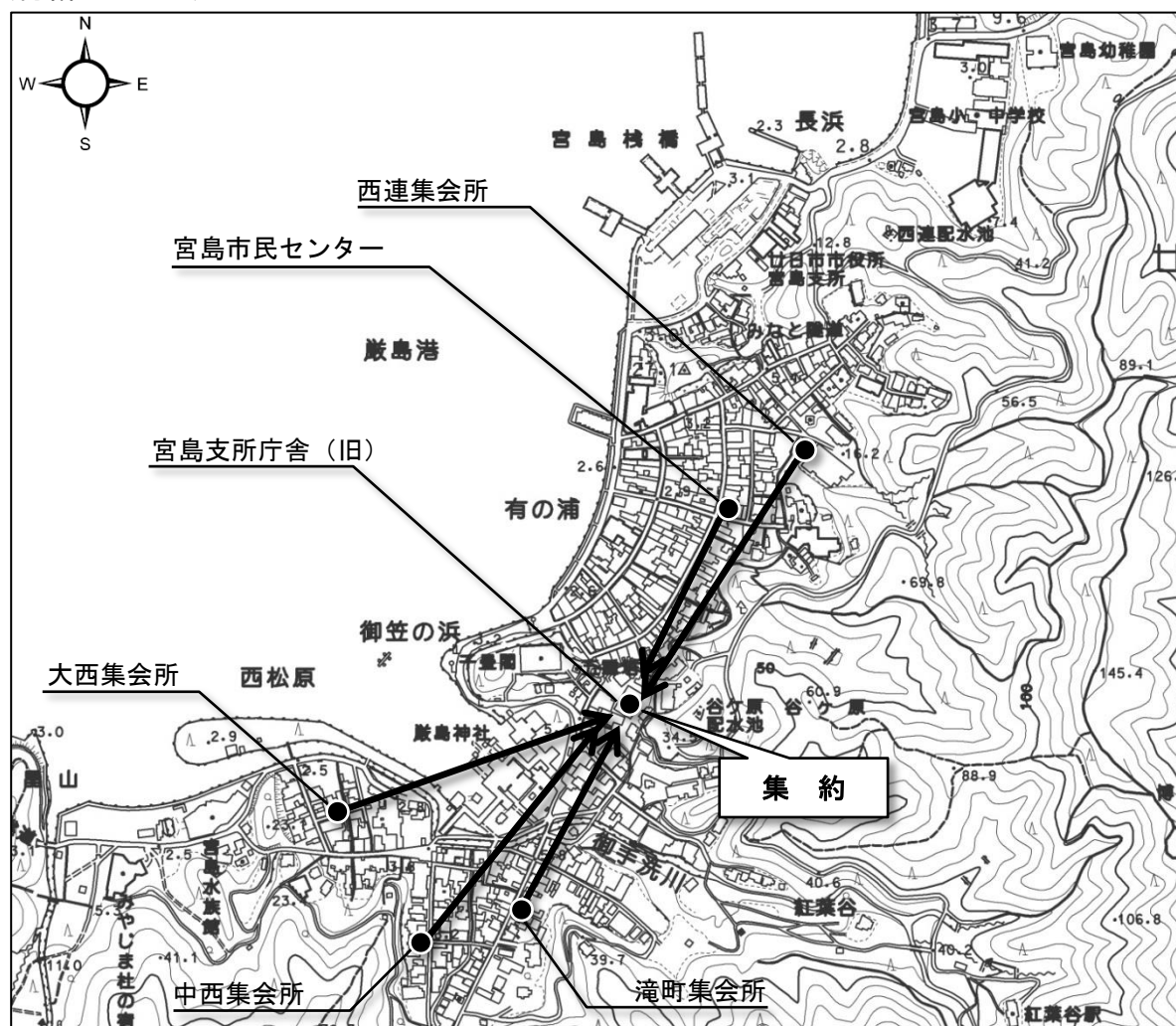
現時点で、市が取り組もうとしている個別施設の再編について、大きな方向性を示しています。これは、施設の更新時期を契機として、周辺の施設を含め再編を行おうとするものです。

個々の施設の再編を具体的に行っていく際には、将来に渡って持続可能なまちの姿を市民とともに描きながら、真に必要な機能について考え、地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した再編を行っていきます。

(1) 「宮島支所庁舎（旧）」跡地利用における再編 (方向性)

宮島支所庁舎（旧）跡地を活用し、宮島市民センターや周辺の集会所の機能を集約し、生涯学習・まちづくりの拠点機能、コンベンションなど多目的に利用できる機能を持たせます。機能集約後に不要となる施設や跡地は、有効な活用方法を検討します。

(再編イメージ)



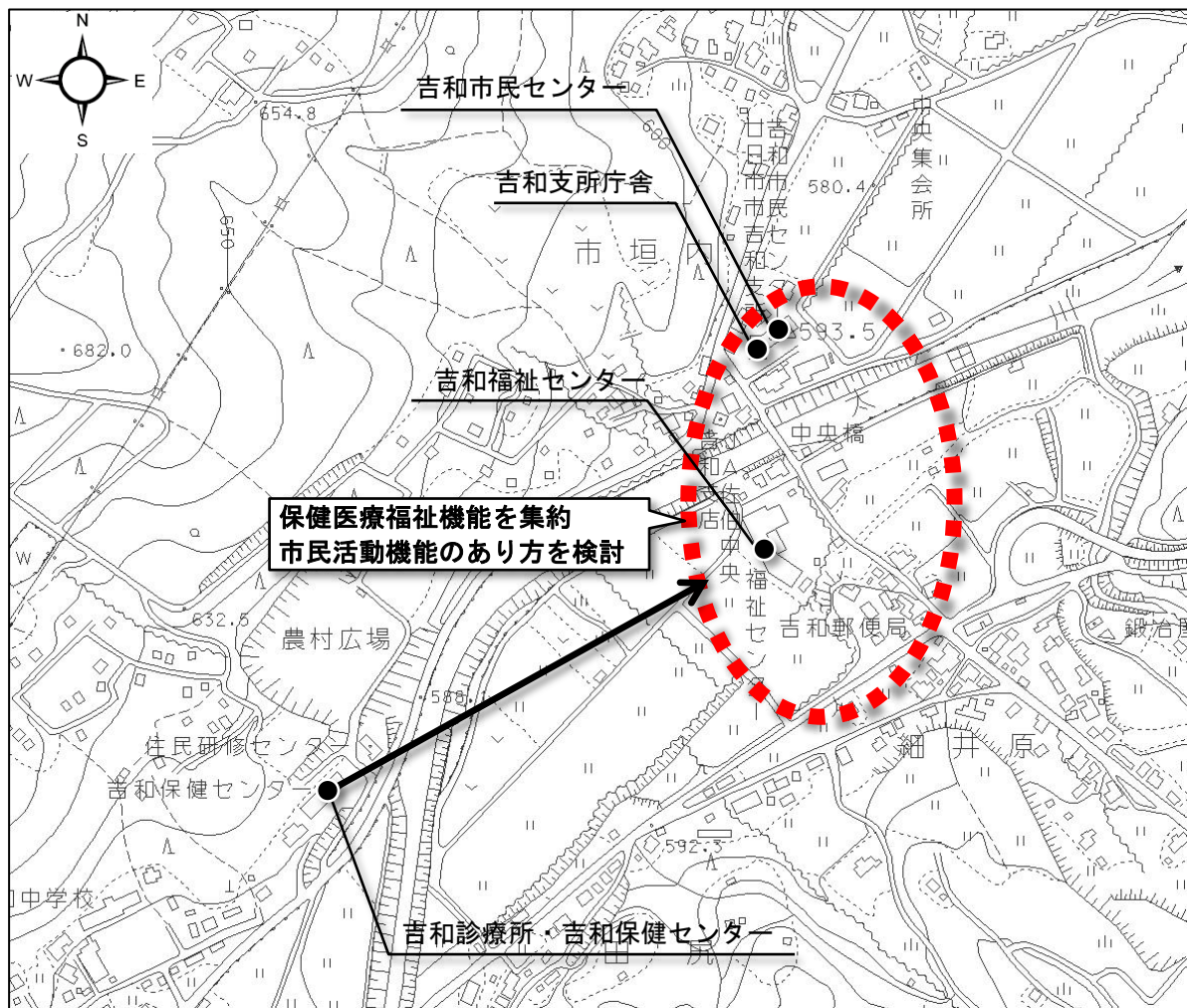
(2) 吉和地域公共施設再編

(方向性)

吉和診療所を吉和福祉センター敷地に移転建替えし、吉和保健センターの機能も吉和福祉センターや吉和支所、吉和市民センター等に移転することで、分散していた保健医療福祉機能を吉和支所及び吉和福祉センター周辺に集約し、利便性を向上させます。

また、吉和市民センター、吉和支所について、必要な機能を整理した上で、生涯学習・まちづくりの拠点としての機能を効果的に発揮できるよう、施設のあり方を検討します。

(再編イメージ)



(3) 廃棄物処理施設の再編

(方向性)

エコセンターはつかいち、佐伯クリーンセンター及び大野清掃センターを、人口が集中する沿岸部1カ所に集約し、効率的な収集運搬と処理を行います。また、廃棄物がもつエネルギーを最大限活用した発電システムの導入、し尿処理や下水道処理で発生する汚泥処理など、廃棄物の総合的で効率的な処理体制を構築します。

(再編イメージ)



5 推進体制

社会経済情勢の変化に対応した公共施設マネジメントを推進し、施設の最適な配置と管理運営を図るために、廿日市市公共施設マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置しています。

構想段階から施設所管部署と公共施設マネジメント部署、企画・財政部署、営繕部署が連携を密にしながら、再編のたたき台を作成し、推進委員会で組織横断的な議論を行うことで、最適な施設の更新や整備等の方向性を検討していきます。

また、公共施設マネジメント部署を中心として、施設所管部署、企画・財政部署や営繕部署と連携しながら、公共施設マネジメントの意義、方向性を全庁的な共通認識として定着させ、着実に推進していきます。

